

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第五十五号

昭和二十六年三月鳥取縣規則第十六号、災害救助法第二十三條の規定による救助の程度、方法及び期間の一部を次のように改正する。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

災害救助法第二十三條による救助の程度、方法及び期間中改正規則

及

二、(中)「一人一日につき二九四五〇錢以内」を「一人一日につき三四四以内」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十六年八月一日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第三百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條の規定に基づき氣高郡東郷村本高土地改良区より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氏 名 住 所

河原 豊 氣高郡東郷村大字本高

松本 延二 同

増田 信太郎 同

中山 佐市 同

小松 龍太郎 同

河原 美一 同

昭和二十六年八月三十一日 火曜日
第二千二百四十号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

00608

◇鳥取縣告示第三百八十七号

健康保險法(大正十一年四月法律第七十号)及び船員保險法(昭和十四年四月法律第七十三号)に基く保險医を次のように指定した。

昭和二十六年八月三十一日

診療科名	名	診療所	在	地	保險医氏名	指定年月日
	稱	所				

内 科	中井 医院	東伯郡八橋町八橋一、三八〇	中井 剛太	昭和二十六年八月一日
〃	前場 診療所	〃高城村上福田	前場慶次郎	〃
外、内、皮泌尿科	三好 医院	〃倉吉町鍛冶町一ノ二、七八九	三好 実三	〃
内、小兒科	鳥取 診療所	鳥取市西町三二二	今村 雄一	〃

◇鳥取縣告示第三百八十八号

健康保險法(大正十一年四月法律第七十号)及び船員保險法(昭和十四年四月法律第七十三号)に基く保險医に次のような異動があつた。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00609

診療科名	名	診療所	在	地	異動事由	保險医氏名	異動年月日
	稱	所					

齒科	前田齒科医院	東伯郡南谷村大鳥居	西伯郡上道村一、八三三ノ二	所在地変更	前田正連	昭和二十六年七月二日
〃	馬淵	鳥取市西町三八一	鳥取市西町一八六	〃	馬淵謙治	〃八月一日

◇鳥取縣告示第三百八十九号

健康保險法(大正十一年四月法律第七十号)及び船員保險法(昭和十四年四月法律第七十三号)に基く保險医の指定を次のように取消した。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	名	診療所	在	地	取消事由	保險医氏名	取消年月日
	稱	所					

内、外、皮泌尿科	岸田 医院	東伯郡以西村竹之内	管外輸出	岸田 道生	昭和二十六年八月一日
内、小兒科	松本 医院	〃赤碕町赤碕	死亡	松本権三郎	〃七月九日
産、婦人科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一	管外輸出	杉立 義一	〃八月二日
皮膚、泌尿科	〃	〃	開業	柴田英太郎	〃

鳥取縣告示第三百九十号

健康保険法(大正十一年四月法律第七十号) 船員保険法(昭和十四年四月法律第七十三号) に基く保険医の指定を次のように取消した。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所	所在地	取消事由	保険医氏名	取消年月日
------	-----	-----	------	-------	-------

齒科	堀野齒科医院	鳥取市元魚町一丁目三一	保険医として適当でないため	堀野正武	昭和二十五年十二月一日
----	--------	-------------	---------------	------	-------------

鳥取縣告示第三百九十一号

健康保険法(大正十一年四月法律第七十号) 船員保険法(昭和十四年四月法律第七十三号) に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所	所在地	保険医氏名	指定年月日
------	-----	-----	-------	-------

齒科	堀野齒科医院	鳥取市元魚町一丁目三一	堀野 正武	昭和二十六年三月一日
----	--------	-------------	-------	------------

00611

鳥取縣告示第三百九十四号

農業委員会施設負担金交付規程を次のように定める。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会施設負担金交付規程

第一條 知事は農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の実施に伴う市町村の行う農業委員会施設に要する経費に対しこの規程により予算の範囲内で負担金を交付する。

第二條 前條に規定する経費は左に掲げるものとする。

- 一、市町村(地区) 農業委員会費
 - 二、市町村(地区) 農業委員選挙費
 - 三、その他知事の適当と認める農業振興に要する経費
- 第三條 負担金の交付を受けようとするものは左に掲げる書類(正副四部)を市にあつては直接、町村にあつては所轄地方事務所を経由し毎年四月三十日まで知事に提出しなければならない。

一、事業計画書(第一号様式)

二、收支予算書(第二号様式)

三、その他知事が必要と認める書類

第四條 負担金の交付を受けた市町村が前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合にはあらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは届出事項について変更を指示することができる。

第五條 負担金の交付を受けた市町村は、事業成績書(第一号様式)及び收支決算書(第二号様式)を翌年度六月十五日までに知事に提出しなければならない。

第六條 負担金の交付を受けたものが左の各号の一に該当する場合には知事は負担金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一、この規定に違反したとき又は、不正の行爲があつたとき。
- 二、農業委員会施設の運営が不適当と認められるとき。
- 三、支出額が予算額に較べて減少したとき。

00610

00610

00612

附 則

- 1、この規程は昭和二十六年度の負担金から適用する。
- 2、第三條の規定による書類の提出については昭和二十六年度に限り九月二十日までとする。
- 3、農業調整施設負担金交付規程(昭和二十四年七月鳥取県告示第三百六十七号)及び農地調整施設補助金交付規程(昭和二十六年六月鳥取県告示第二百五十八号)は廃止する。
- 4、市町村(地区)農業調整委員会又は、果農業調整委員会並びに市町村(地区)農地委員会に交付する農業調整施設負担金及び農地調整施設補助金に関しては前項の規定にかかわらずなお従前の例による。

第一号様式

事業計画書(事業成績書)

- 一、農業振興指導費
- (一) 農業振興指導の方針
- (二) 事業計画(事業成績)の概要
- 二、農業委員会設置の計画(成績)
- 設置の概要

種 目	委員会設置数	委員設置数	書記設置数	専門調査費	備 考
農業委員会					
一、委員					
A 公選による委員					

00613

- 三、農業委員会委員選挙の計画(成績)
- (一) 選挙執行の方針
- (二) 選挙執行の計画

種 目	一般選挙	補欠選挙	再 選 挙	備 考
委員 会 数				
委 員 定 数				
有 権 者 数				
選 挙 会 数				
投 票 区 数				
開 票 区 数				

四、農業委員会活動状況

(一) 委員、書記

鳥取県何郡(市)町村(区)農業委員会

00614

区 分	委員 数	1、書記 氏名	2、書記 氏名	3、書記 氏名	委員		歴 扶養家族	給 与 額
					公選	選任		

二 会議

区 分	會議開催回数											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
農地関係												
供出関係												
総合計画												
農業改良												
右を併せて議題としたもの												

三 取扱つた事務

00615

区 分	委員会の行つた処分行為等											
	買収	売渡	譲渡	登記	承認	決定	裁定	勘解	計画の樹立	建議	答申	
自作農創設維持												
農地等の利用調整												
小作調停												
交換分合												
総合計画												
農業改良												

四 農地関係事業量

区 分	年度当初対象面積件数		年間処理面積件数		年度末残在面積件数	
	面積	件	面積	件	面積	件
農地買収						
農地売渡						
登記						
交換分合						
土地改良						

田 総合計画農業改良

区	分	今年度において重点的に行つた事項	今後重点的に考えるべき事項	今年度に必要な経費	備考
総合計画	画				
農業改良	良				

内経費

区	分	予算額	県補助額	市町村負担額	決算額	備考
農業委員会費	費					
委員関係	係					
書記関係	係					
事務費	費					

備考 (一) この活動状況は、事業成績書の場合にのみ必要とする。

(二) この活動状況は、市町村毎に作成し所轄地方事務所経由して提出し県はこれを取まゝとめて農林省に提出する。

第二号様式

收支予算書 (收支決算書)

収入

区	分	本年度(決算額)	前年度予算額	増減	備考
(一) 県費負担金	金				
(二) 市町村費	費				
計	計				

支出

区	分	本年度(決算額)	前年度予算額	増減	備考
(一) 農業振興費	費				
(二) 市町村農業委員会費	費				
1、委員手当	当				
2、書記給与	与				
3、書記旅費	費				
4、書記年末手当	当				

5、事務費	6、書記退職手当	市町村選挙管理委員 員会費	1、諸手当	2、旅費	3、事務費	総計

昭和二十六年八月三十一日印刷
 昭和二十六年八月三十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月五日)
 (第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣公布式條例 (昭和三十五年八月鳥取縣條例第一八号)

第一條 鳥取縣條例(以下「縣條例」といふ)、鳥取縣規則(以下「縣規則」といふ)及び鳥取縣規程(以下「縣規程」といふ)並びに縣の機関の定める規則及び規程を公表を要するものの公布についてはこの條例の定めるところによる。

(縣條例公布方法)

第二條 縣條例は知事が署名した後、縣條例であることを明記し、番号を附して公布する。

第三條 縣條例の公布は、鳥取縣公報(以下「公報」といふ)に登載して行ふ。但し、天災その他やむを得ない事情で公報に登載することができなるときは、縣庁、市役所、町村役場の掲示場を掲示して、その登載にかえることができる。

公報は管下市町村に配付しなければならない。

(條例の施行)

第四條 縣條例は、特に施行期日を定めないう限り、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(縣規則及び縣規程の公布方法)

第五條 第二條の規定は、縣規則の公布にこれを準用する。

縣規程は、知事名をし、知事印を付した後、番号を附して公布する。

第三條及び第四條の規程は、前二項の縣規則及び縣規程の公布にこれを準用する。

(縣の機関の定める規則及び規程の公布方法)

第六條 縣の定める規則及び規程は、当該機関を代表する者の名をし、し当該機関を代表する者の印を付した後、番号を附して公布する。

第三條及び第四條の規定は、前項の縣の機関の定める規則及び規程の公布にこれを準用する。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

昭和四年十月鳥取縣條例第一号 鳥取縣規則 公布式條例はこの條例施行の日から廃止する。

附 則 (昭和二十五年九月鳥取縣條例第五十二号により改正)

この條例は公布の日から施行する。